

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	…	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案	…	5
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	…	7

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年12月19日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A06
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年11月29日
 - ② 申請者：小湊鉄道株式会社
 - ③ 適用路線：千葉県内の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：15.82%
 - ⑤ 初乗り運賃：190円（現行：現金170円、IC168円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
塩田営業所～県庁前	330	326	340	14,850	15,300
八幡宿駅東口～労災病院	320	315	370	14,400	16,650
姉ヶ崎駅東口～帝京大学医療センター	220	220	240	9,900	10,800
茂原駅東口～緑ヶ丘展望台	390	388	430	17,550	19,350
本納駅～白子車庫	510	504	590	22,950	26,550
大網駅～みどりが丘	210	210	310	9,450	13,950

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年12月19日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A07
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年11月29日
 - ② 申請者：銀河鉄道株式会社
 - ③ 適用路線：東京都内一般バス全路線
 - ④ 平均改定率：33.3%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
180	240	8,500	14,400

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年12月19日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A08
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月6日
 - ② 申請者：川崎鶴見臨港バス株式会社
 - ③ 適用路線：川崎市内及び横浜市内の均一区間全路線
 - ④ 平均改定率：9.13%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	250	9,900	11,250

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年12月19日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B28号 株式会社 舞浜リゾートキャブ

1. 令和6年11月25日
2. 千葉県A地区
3. 運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 運賃の種類

平成14年1月17日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」記1.(1)ハ⑤に定める一括定額運賃

2. 一括定額運賃を適用する地点又はエリア

京成リッチモンドホテル東京門前仲町 ～ 東京ディズニーリゾート

3. 一定期間あたりの販売数及び利用回数の上限

1ヶ月間当りの販売数の上限 20個

利用回数の上限 1個当たり10回

4. 定額運賃の額等

(1) 算出の基礎となる距離制運賃等

① 距離制	普通車 初乗運賃	1. 155Kmまで	500円
	加算運賃	239mまでを増すごとに	100円
② 深夜早朝割増	22時から 5時まで		2割増
③ 迎車回送料金			400円
④ 時間指定予約料金			500円
⑤ 車両指定予約料金			1,100円

(2) 設定する定額運賃の額

67,000円(乗車10回分とし、迎車回送料金及び時間指定予約料金を含む。)

深夜早朝割増適用時の割増相当額 1回当たり800円

5. 適用方法

- (1) 車種区分は、現に認可を受けている運賃の車種区分による。
- (2) 有料道路使用料、駐車料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は旅客の負担とする。
- (3) 運行の中止等の場合の措置として、運賃メーター器を併用することとし、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)の運送におけるものと同様に操作する。
- (4) 運送の途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、本認可による一括定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、若しくは旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本認可による一括定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の収受は運賃メーター器の表示額によることとする。
- (5) 深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯(午後10時～午前5時)の中にすべて含まれる場合に適用する。
- (6) 障害者割引は適用しない。
- (7) 当該運賃を利用した場合、深夜早朝割増相当額及び車両指定予約料金は旅客の負担とし下車の際に収受する。車両指定予約料金については、時間指定予約料金と併用になる為、車両指定予約料金1,100円から時間指定予約料金500円を引いた600円を収受する。
- (8) 一括定額運賃は、予め営業所等において前払いによりチケット(10回分)を発行し、乗車時にチケットが提示された場合に限り適用する。
- (9) チケットを使用して乗車しようとする者は、予め営業所等に予約することとする。旅客の都合により、予約をしないで待機車両等に直接乗車した場合は、一括定額運賃は適用しないものとする。
- (10) チケットの有効期間は発行日より1年とする。
- (11) 有効期間内に使用されなかったチケットについて、チケット購入者より申し出があった場合は、残ったチケットと同等のチケット(有効期間を1年延長したもの)と交換するか若しくは、残枚数×6,700円(チケット1枚単価)で払い戻しができることとする。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年12月19日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B29号 合同会社 クレスト

1. 令和6年11月25日
2. 群馬県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を5分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 下限運賃 |
| (イ) 大型車 | 下限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 下限運賃 |